

第1章 総 則

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「本協会」という。）関係者からの、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為、暴力行為やハラスメント等に関する相談または通報を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンスの強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

第2条（通報窓口）

通報窓口を下記に設置する。

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 事務局
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号
ジャパンスポーツオリムピックスクエア 703号室
info@groundgolf.or.jp

第3条（通報の対象）

本協会及び加盟団体の組織または関係者を対象とする。

第4条（利用者の範囲）

利用者は本協会の役員、会員及び協会の事業に従事する関係者を対象とする。

第5条（通報の方法）

- 1 通報窓口の利用方法は、郵便又は電子メールにて行うものとする。
- 2 通報に際しては以下の項目を記入する。
 - ①通報及び相談者（以下「通報者等」という）の氏名・連絡先
 - ②概要
- 3 通報は実名によることを原則とする。
- 4 通報を受付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、通報者等に対し今後の対応について通知する。

第6条（調査）

- 1 通報された事項に関する事実関係の調査は、専務理事の指示のもとに調査を実施する。また、必要に応じて総務委員会が行う。
- 2 調査の実施にあたっては、通報者等の秘密を守るため通報者等が特定されないよう調査の方法に十分配慮しなければならない。

- 3 通報内容に利害関係を有する者その他調査の公平性に疑問を生じさせる疑いのある事情を有する者は、調査担当から除外する。

第7条（協力義務）

- 1 協会関係者及び各部署は、通報等された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には協力しなければならない。
- 2 専務理事または総務委員会は、前条の調査にあたり、協会関係者に対し、必要となる資料の開示を求めることができる。開示を求められた者は、第三者に対する守秘義務やその他の理由により、開示に応じないことにつき合理的な理由があると認められる場合でない限り、総務委員会の求める資料を開示する。
- 3 専務理事及び総務委員会は、前項の資料の開示を受けた場合、秘密や個人情報の取扱いなどに十分に配慮し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを適切に保管管理する。

第8条（是正措置）

本協会は、調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には速やかに是正処置及び再発防止措置を講じなければならない。

第9条（処分）

本協会は、調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、各規程類に従って処分を科すことができる。

第3章 当事者の責務

第10条（通報者等の保護）

- 1 本協会は、通報者等が通報したことを理由として、通報者等に対して不利益取扱いを行ってはならない。
- 2 本協会は、通報者等が通報したことを理由として、通報者等の環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。
- 3 通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、各規程に従って処分を科すことができる。

第11条（個人情報の保護）

本協会及び通報等業務に携わる者は、通報者等の承諾または法令に基づく場合等正当な理由がない限り、通報された内容及び調査で得られた個人情報を目的外利用及び第三者に開示してはならない。本協会は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し各規程類に従って処分を科すことができる。

第12条（通知）

本協会は、通報者等に対して、調査の進捗状況、調査結果及び是正結果について、

被通報者の名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、遅滞なく通知するよう努める。なお、通報者等が調査の進捗状況、調査結果及び是正結果に関する通知を希望しない場合には、通知しないものとする。

第13条（不正の目的）

通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報等その他の不正の目的の通報を行ってはならない。本協会は、そのような通報を行った者に対し各規程類に従って処分を科すことができる。

第14条（通報を受けた者の責務）

通報処理窓口担当者に限らず、通報を受けた者は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第4章 補 足

第15条（改廃等）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則1 この規程は、2023年6月21日から施行する。